

■寄附金について みなさまからのご寄附につきまして以下のような税制面の優遇措置が受けられます。

個人の場合

所得税（国税）について

「税額控除方式」と「所得控除方式」の選択制になっています。

●税額控除方式

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{公益社団法人等に対する} \\ \text{寄附金(一定の要件を満} \\ \text{たすもの)の額の合計額} \end{array} \right] - 2000 \text{円} \times 40\% = \left[\begin{array}{l} \text{公益社団法人} \\ \text{等 寄附金} \\ \text{特別控除額} \end{array} \right]$$

*2)

* 100 円未満の端数切捨て

*1) 所得金額合計額の 40%相当額が限度です。
*2) 所得税額の 25%相当額が控除額の限度となります。

●所得控除方式

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} \right] - \left[2000 \text{円} \right] = \left[\text{寄附金控除額} \right]$$

*3) 所得金額合計額の 40%相当額が限度です。

個人住民税（地方税）について

県民税・・・滋賀県内に住民票の所在地がある方は、寄附金額から 2,000 円を差し引いた金額の 4%が個人住民税から控除されます。（詳細は、住民票の所在地の県民税担当課にお問い合わせください）

市民税・・・滋賀県内の一部の市町村に住民票の所在地がある方は、寄附金額から 2,000 円を差し引いた金額の 6%が個人住民税から控除されます。（詳しくは住民票の所在地の市民税担当課にお問い合わせください）

法人の場合

寄付金は一般の寄附金にかかる損金算入限度額とは別枠で一定の限度額内で損金の額に算入されます。

$$(\text{所得金額の } 6.25\% + \text{資本等の } 0.375\%) \times 1/2 = \text{損金算入限度額}$$

■税制優遇措置を受けるために

個人の場合

所轄税務署で原則、確定申告を行う必要があり、その際に当館が発行した領収書等を添付してください。詳しくは最寄りの税務署、またはお住まいの市町税務担当部署にお問い合わせください。

法人の場合

法人が支出された事業年度における確定申告の際に、「寄附金の損金算入に関する明細書」により計算したものを添付してください。なお、当館が発行した領収書等については保存していただくことが必要です。法人税の申告では添付要件ではありません。

■ご寄付の振込先

滋賀銀行

口座名義 滋賀銀行 木之本支店
普通 No.463803
公益財団法人 江北図書館
理事長 富田光彦

ゆうちょ銀行

- 他行から振り込む場合
普通 468 0325697
公益財団法人 江北図書館
- ゆうちょから振り込む場合
普通 14650 3256971
公益財団法人 江北図書館

郵便振替払込書

00900 7 153509
公益財団法人 江北図書館
(手数料は江北図書館負担)

【お問い合わせ先】

公益財団法人 江北図書館

529-0425 滋賀県長浜市木之本町 1362

Tel/Fax 0749-82-4867

公益財団法人江北図書館は、滋賀県知事により寄附金控除の対象となる証明を受けました。

■寄附金について みなさまからのご寄附につきまして以下のような税制面の優遇措置が受けられます。

個人の場合

所得税（国税）について

「税額控除方式」と「所得控除方式」の選択制になっています。

●税額控除方式

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{公益社団法人等に対する} \\ \text{寄附金(一定の要件を満} \\ \text{たすもの)の額の合計額} \end{array} \right] - 2000 \text{円} \times 40\% = \left[\begin{array}{l} \text{公益社団法人} \\ \text{等寄附金} \\ \text{特別控除額} \end{array} \right]$$

*2)

*

*100円未満の端数切捨て

*1) 所得金額合計額の40%相当額が限度です。
*2) 所得税額の25%相当額が控除額の限度となります。

●所得控除方式

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} \right] - \left[2000 \text{円} \right] = \left[\text{寄附金控除額} \right]$$

*3) 所得金額合計額の40%相当額が限度です。

個人住民税（地方税）について

県民税・・・滋賀県内に住民票の所在地がある方は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の4%が個人住民税から控除されます。（詳細は、住民票の所在地の県民税担当課にお問い合わせください）

市民税・・・滋賀県内の一部の市町村に住民票の所在地がある方は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の6%が個人住民税から控除されます。（詳しくは住民票の所在地の市民税担当課にお問い合わせください）

法人の場合

寄附金は一般の寄附金にかかる損金算入限度額とは別枠で一定の限度額内で損金の額に算入されます。

$$(\text{所得金額の} 6.25\% + \text{資本等の} 0.375\%) \times 1/2 = \text{損金算入限度額}$$

■税制優遇措置を受けるために

個人の場合

所轄税務署で原則、確定申告を行う必要があり、その際に当館が発行した領収書等を添付してください。詳しくは最寄りの税務署、またはお住まいの市町税務担当部署にお問い合わせください。

法人の場合

法人が支出された事業年度における確定申告の際に、「寄附金の損金算入に関する明細書」により計算したものを添付してください。なお、当館が発行した領収書等については保存していただくことが必要です。法人税の申告では添付要件ではありません。

■ご寄付の振込先

滋賀銀行

口座名義 滋賀銀行 木之本支店
普通 No.463803
公益財団法人 江北図書館
理事長 富田光彦

ゆうちょ銀行

- 他行から振り込む場合
普通 468 0325697
公益財団法人 江北図書館
- ゆうちょから振り込む場合
普通 14650 3256971
公益財団法人 江北図書館

郵便振替払込書

00900 7 153509
公益財団法人 江北図書館
(手数料は江北図書館負担)

【お問い合わせ先】

公益財団法人 江北図書館

529-0425 滋賀県長浜市木之本町 1362

Tel/Fax 0749-82-4867